本則に次の一号を加える。

十四　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

附　則

この省令は、平成二十八年三月二十九日から施行する。

○経済産業省令第一号
環境省令

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者及び同項第八号」を「小売電気事業者及び同項第九号」に、「特定規模電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第二号
環境省令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）を実施するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「規格八一七」の下に「等」を、「第五十二条」の下に「、第七十二条、第七十五条」を加え、「及び様式第四」を「、様式第四及び様式第八」に改める。

第五十五条第一項第七号及び第七十条第一項第五号中「各号」を「イからヘまでに掲げる事項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○環境省令第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項、第六条第一項第一号及び第十六条第一項の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

環境大臣　大塚　珠代

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号イ中「令第一条第六号から第十一号まで、第十四号、第十六号から第十八号まで又は第二十二号」を「令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号」に改め、同号ロ中「第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで若しくは第二十三号」を「第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号」に改める。

第十条の二第一項中「令第一条第四号」を「令第一条第五号」に改める。

第五十九条第二項第二号中「令第一条第二十四号」を「令第一条第二十五号」に改める。

別表第一六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。

別表第二六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。

別表第三六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。

様式第十九を次のように改める。